

〔論文〕

日米ガイドライン再改定と日本国憲法

飯 島 滋 明

名古屋学院大学経済学部

要 旨

現行日米安保条約（1960年）では、海外で共同でアメリカと戦うという意味での「集団的自衛権」は認められていない。一方、現在改定作業が進められている「日米ガイドライン」では、海外での日米の共同武力行使が目指されている。「ガイドライン」再改定により日米安保条約の内容を実質的に変更する行為は、条約改正に際して国会承認を要件とする憲法73条3号、議会制民主主義からは問題がある。「ガイドライン」再改定などの手段で集団的自衛権を認めようとする安倍政権の政治は憲法の平和主義との関係でも問題があるし、近隣諸国との関係でも問題がある。

キーワード：日米安全保障条約，日米ガイドライン，集団的自衛権，国会承認，議会制民主主義

On the Revision of the Guidelines for U.S.-Japan Defense Cooperation and Japanese Constitution

Shigeaki IJIMA

Faculty of Economics
Nagoya Gakuin University

第1章 はじめに

現在、日米の軍事に関わる役割分担を定めた「日米防衛協力のための指針」、いわゆる「日米ガイドライン」の改訂作業が日米両政府の間で進められている。『平成26年度版 防衛白書』によれば、2012年末、安倍首相は「自衛隊の役割を強化し、抑止力を高める」という目的で、小野寺防衛大臣に対して「日米防衛協力の指針」の見直しを指示した。その後、2013年2月の日米首脳会談でも安倍首相がオバマ大統領に対して「安全保障環境の変化を踏まえ、日米の役割・任務・能力（RMC）の考え方についての議論を通じ、「指針」の見直しの検討を進めたい」と述べた。そして2013年10月、日本からは外務大臣と防衛大臣、アメリカからは國務長官と国防長官が出席する「日米安全保障協議委員会（Security Consultative Committee, SCC）」、いわゆる「2+2」が「より力強い同盟とより大きな責任の共有に向けて（Toward a More Robust Alliance and Greater Shared Responsibilities）」という「日米安保協議委員会共同発表」を出した。そこでは「SCC会合において、閣僚は、アジア太平洋地域において変化する安全保障環境について意見を交換し、日米同盟の能力を大きく向上させるためにいくつかの措置を決定した。より力強い同盟とより大きな責任の共有のための両国の戦略的な構想は、1997年の日米防衛協力のための指針の見直し、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域における安全保障及び防衛協力の拡大、並びに在日米軍の再編を支える新たな措置の承認を基礎としていく。米国はまた、地域及び世界の平和と安全に対してより積極的に貢献すると日本の決意を歓迎した」とされている。「より力強い同盟とより大きな責任の共有に向けて」では、日米の閣僚がさまざまな約束をしたが、上記の

【日米安保条約とガイドラインをめぐる流れ】

【旧安保条約（1951年批准）】

「集団的自衛権行使」としての日米安保条約



【新日米安保条約（1960年）】

「日本国の施政下」への武力攻撃に対する日米の共同武力行使（5条）
「極東の平和と安全」のための基地提供（6条）



【日米ガイドライン策定（1978年）】

「リムパック」などの合同演習による実務レベルでの日米軍事一体化



【日米安保共同宣言（1996年）】

安保条約の対象が「極東」から「アジア太平洋」へ。安保「再定義」



【現行ガイドライン（1997年）】

「周辺事態」の際の米軍支援という「集団的自衛権」行使体制



【ガイドライン再改定（2015年前半に改定の予定）】

「地理的・時間的・空間的制約なしの日米軍事一体化」
「海外での武力行使」、とりわけ「集団的自衛権」の行使

発言にあるように、「ガイドラインの見直し (Revising the 1997 Guidelines for U.S.-Japan Defense Cooperation)」も日米両政府の約束とされた。本稿はこの「ガイドライン改定」の内容とその問題を論じる。ただ、2013年10月の共同発表では、「閣僚は、このSDCの作業を2014年末までに完了するように指示した」が、実際には2014年末までにガイドの改定作業が完了せず、2014年12月19日の防衛省発表では、2015年前半までにガイドライン改定を行うこととされた。

本稿は2014年10月に出された、いわゆる「中間報告」について憲法的な視点、とりわけ他の原稿ではそれほど言及されていない「手続的」な視点を含めて論じることとする。

第2章 ガイドライン中間報告について

第1節 ガイドラインの基本的性格

——「地理的・時間的・空間的制約なしの日米軍事一体化」「海外での武力行使」——

(1) はじめに

2014年10月、ガイドラインの「中間報告」が発表された。「中間報告」だが、「より力強い同盟関係」「実効的な態勢の構築」「協力対象分野を拡大」「国際情勢の情報共有」という4つの題に分かれている。この「中間報告」に貫かれているのは、「地理的・時間的・空間的制約なしの日米軍事一体化」と「海外での武力行使」、とりわけ「集団的自衛権の行使」である。以下、その内容を紹介する。

(2) 「地理的・時間的・空間的制約なしの日米軍事一体化」について

まず、「地理的制約なしの日米軍事一体化」だが、「中間報告」では、日米安保条約の「条約区域」とされている「極東」や、1996年の「日米安保共同宣言」で宣言された「アジア・太平洋」、そして現在のガイドラインでの「周辺事態」という地理的範囲を越えた地域での軍事協力が目指されている。そのことは、たとえば、「閣僚はまた、同盟がアジア太平洋およびこれを越えた地域に対して前向きに貢献し続ける国際的な協力の基礎であることを認めた」、「指針の見直しは、日米両国の戦略的な目標および利益と完全に一致し、アジア太平洋およびこれを越えた地域の利益となる」(傍点は飯島による強調)とのように、「アジア太平洋」を越えた地域などという記述に示されている。「アジア太平洋を越えた地域 (Asia-Pacific and beyond)」だけでなく、「日米両政府は、日米同盟のグローバルな性質を反映するため、協力の範囲を拡大する」などのように、「グローバル」な協力も宣言されている。

次に、「時間的制約なしの日米軍事協力」。1997年の「ガイドライン」では、「平時」「日本周辺地域における事態での日本の平和と安全に重要な影響を与える場合 (周辺事態)」「日本に対する武力攻撃」という段階に応じた対応が想定されていた。一方、「中間報告」ではこうした区別が取り払われ、「切れ目のない (seamless)、実効的な、政府全体にわたる同盟内の調整」、「切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応」などとのように、「平時」から「日本有事」までの「切れ目のない」日米協力が謳われている。

そして、「空間的制約なしの日米軍事協力」。「中間報告」では、「見直し後の指針は、宇宙およびサイバー空間における協力を記述する」とされているように、地理的、時間的な制約だけではなく「空間的」にも日米軍事一体化が目指されている。

(3) 海外での武力行使

現行ガイドラインでは、「周辺事態」の際の「後方地域支援」が日本の役割とされている。「直接戦闘をしなくても、兵器や武器弾薬、燃料などの輸送補給は極めて重要な軍事行動で、米陸軍には「アマチュアは戦闘を論じ、プロは補給を論じる」との格言があるほどだ¹⁾とのように、日本で「後方支援」とされるものも実際には戦闘行為の一部である。ただ、現行「ガイドライン」では、海外で日米共同で戦闘行為そのものを行なうという意味での「集団的自衛権」をただちに約束しているわけではない。

それに対して「中間報告」では、「見直し後の指針は……日本と密接な関係にある国に対する武力攻撃が発生し、日本国憲法の下、14年7月1日の日本政府の閣議決定の内容に従って日本の武力の行使が許容される場合における日米両政府間の協力について詳述する」（傍点は飯島による強調）とされているように、日本が攻撃されていないにもかかわらず、「日本の武力の行使が許容される場合」があるとされる。こうして日本が攻撃されていないにもかかわらず、アメリカと一緒に海外で武力行使をする「集団的自衛権」が「中間報告」で約束された。ただ、日本の戦争に巻き込まれないようなアメリカの配慮も示されている。

まず、「中間報告」では「日本に対する武力攻撃の場合、日本は、当該攻撃を主体的に排除する」とされている。現行ガイドラインでは、「日本は、日本に対する武力攻撃に即応して主体的に行動し、極力早期にこれを排除する」とされているが（英文では「一義的責任（Primary Responsibility）」を負うとされている）、「米側はその部分だけを引用して「一義的責任は自衛隊にあると決まっているではないか」と参戦を避けることも考えられる」。そして「中間報告」でも、「日本に対する武力攻撃が生じた際、日本は攻撃に対処する第1義的責任を有する（In case of an armed attack against Japan, Japan will have Primary responsibility to repel the attack）」とあるように、「一義的責任条項」はそのまま残っている²⁾のであり、日本の紛争に巻き込まれないような配慮が見られる。

また、「日米安保条約」5条は、「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する」という規定になっている。この規定にある、「自国の憲法上の規定及び手続に従って」という文言は、日本がアメリカの戦争に巻き込まれないためであると同時に、アメリカ側からしても日本の戦争にア

1) 田岡俊次『日本の安全保障はここが間違っている！』（朝日新聞出版、2014年）25-26頁。

2) 田岡俊次 前掲注1) 文献110-111頁。

アメリカが自動的に巻き込まれないためでもあった³⁾。この点については後述するが、「自国の憲法上の規定及び手続に従って」とされていることで、「米国が中国との戦争に引き込まれるのを避けるのであれば、米国憲法8条の手続きに従い、米議会の宣戦布告を参戦の条件とすることの可能だ⁴⁾。「中間報告」にも「日米両国の全ての行為は、おのおのの憲法およびその時々において適用のある国内法令ならびに国家安全保障政策の基本的な方針に従って行われる」との記載があるが、日本の戦争、現実の政治状況としては尖閣諸島をめぐる日中間の武力衝突にアメリカが巻き込まれないための予防策と看做すこともできる。

さらに日米両国の役割、任務、能力(RMC)分担について、1978年ガイドライン、現行ガイドラインでは「自衛隊が盾、米軍が矛」の役割をするとされてきたが、今回のガイドライン改定に際しては「自衛隊も矛の役割を分担すべきではないか」という意見が日本側から出て、「敵基地攻撃」の明記を日本側は求めた。ただ、アメリカは中国や韓国を刺激するとして消極的であり⁵⁾、少なくとも「中間報告」には明記されていない。

第2節 「中間報告」で提示された項目

「中間報告」では、「ただし、これに限定されない (but are not limited to)」という留保がなされつつも——したがってもっといろいろな日米軍事協力が書き込まれる可能性もある——、以下の項目が列挙されている。

3) 安保条約5条の「自国の憲法上の規定及び手続に従って」という文言だが、アメリカ側からすれば、日本が攻撃された際、アメリカが日本との共同武力行使に踏み切らなくても良いという解釈を導く可能性に道を開いたものであることに留意する必要がある。そのことはNATO条約との対比で明確になる。NATO条約5条では、「締約国は、ヨーロッパ又は北アメリカにおける一又は二以上の締約国に対する武力攻撃を全締約国に対する攻撃とみなすことに同意する。したがって、締約国は、そのような武力攻撃が行われたときは、各締約国が、国際連合憲章第五十一条の規定によつて認められている個別的又は集団的自衛権を行使して、北大西洋地域の安全を回復し及び維持するためにその必要と認める行動(兵力の使用を含む。)を個別的に及び他の締約国と共同して直ちに執るにより、その攻撃を受けた締約国を援助することに同意する」とされ、締約国に対する武力攻撃が生じた際、各締約国には条約上、「自動参戦義務」が課されている。それに対し、米比相互防衛条約、米韓相互防衛協力などでは、「憲法上の手続に従って」とされている。日本が攻撃されてアメリカの大統領が軍事活動をしようとしても、アメリカ憲法上、議会が承認しなければ軍事活動を起こすことができない。このように、NATO条約にはない、「憲法上の手続に従って」という文言を入れることで、「米国が自動的にアジアの戦争に巻き込まれないようにするための措置を取っている」(西原正・土山實男共編『日米同盟Q&A』(亜紀書房、1998年)13頁)。「講和後における米軍の日本駐留を切望しながらも、アメリカ側が日本防衛義務を負うことに否定的だった」のは、「直截に言えば、ヨーロッパを主戦場とする第3次世界大戦が勃発した場合、日本防衛義務は米軍にとって足枷となる」(吉次公介『日米同盟はいかに作られたか「安保体制」の転換点1951-1964』(講談選書、2011年)20頁)ことをアメリカが嫌ったためである。

4) 田岡俊次 前掲注1) 文献110頁。

5) 富澤暉「新ガイドラインで日本の安全保障は変わるか」『2015年の論点』(文藝春秋、2015年)74頁。

「実効的な体制の構築」の「5, 日本の平和および安全の切れ目のない確保」

- ・情報収集, 警戒監視および偵察⁶⁾
- ・訓練・演習⁷⁾
- ・施設及び区域の利用
- ・後方支援 (Logistics Support)⁸⁾

- 6) 2013年10月の「2+2」の宣言では、防衛当局間のISR作業部会の設置(2013年2月)が歓迎されている。『防衛白書 平成26年版』241頁では、「共同のISR活動の拡大は、共同訓練・演習の拡大と同様に、他国に対する情報優越を確保するのみならず、抑止の機能を果たすことになる」とされている。なお、ドイツで問題とされたように、「警戒監視」という任務には、「早期警戒管制機(AWACS)が敵の識別や位置の確定を行い、米軍機を敵機に誘導するような活動も含みうる」(水島朝穂「憲法と新ガイドライン下の「有事法制」」社会批評社編集部編『最新 有事法制情報 新ガイドライン立法と有事法制』(社会批評社, 1998年)18頁)。9.11同時多発テロ後にアメリカはアフガニスタンに対して戦争をはじめたが、NATOも5条を根拠に「集団的自衛権」を行使してアメリカを支援するとした。8項目にわたる支援の中に、「テロに対する情報の交換」とともに「早期警戒管制機AWACSの提供」が挙げられた。
- 7) 2013年10月の「2+2」の宣言では、たとえば「MV-22オスプレイのフォレスト・ライト訓練への参加や低空飛行訓練, 空中給油訓練, 後方支援訓練といった, MV-22オスプレイによる飛行訓練」などが挙げられている。最近でも、2013年6月に行われた「ドーン・ブリッツ13」に陸・海・空自衛隊は初めて参加し、アメリカとの実動訓練を行なった。2013年10月に日本で行われた「フォレスト・ライト」では、米海兵隊とはじめてMV22オスプレイを使ったヘリボーン訓練が行われた。2014年2月にも、陸自と米海兵隊による水陸両用作戦の実動訓練である「アイアン・フィスト14」が行われた。2014年12月には熊本の犬伏野原演習場と高遊原分屯地で「フォレスト・ライト15」が実施され米海兵隊と陸上自衛隊がオスプレイを使ったヘリボーン訓練などを行なっている。2015年1月から3月にはカリフォルニアで行われる「アイアン・フィスト」に参加しAAVを利用した上陸作戦訓練を行うなど、離島奪還のための強襲揚陸を想定した訓練を行う。渡邊陽子「2015年陸海空自衛隊の運用&装備」『丸 閃電の時代 2015年3月号』(潮書房光人社, 2015年)60-61頁。
- 8) 現行「ガイドライン」では、「後方地域支援」について「日本は、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する」とされている。「後方地域支援」から「後方支援」と、地理的な制約が取り払われることが想定されるガイドラインでは、世界中での後方支援が想定される。なお、英語ではLogistics Supportとなっているが、これはまさに「兵站」である。兵站に関しては、信太正道『最後の特攻隊員 二度目の「遺書」』(高文研, 2007年)69頁の以下の記述も参照。「現在の自衛隊の標語は、「一に兵站, 二に兵站, 三, 四がなく, 五に兵站」です。だからいまでは、自衛隊員なら誰でも「後方支援」こそ優れて軍事行動であることを知っています。政府はいま、国民の無知をいいことに、グラン高原への自衛隊派遣は、後方支援だから本体業務ではない、PKO法違反ではないと強調しています。さらに、新ガイドラインに基づく周辺事態法でも、自衛隊は後方支援だけで前線には出さないから戦闘参加ではないと強弁しています。笑うべき世界の非常識です」。

また、元自衛官幹部である松島悠佐元陸上自衛隊中部方面総監も、1999年4月21日の衆議院ガイドライン特別委員会の公聴会で以下のように述べている。

「軍事行動をとっている米軍を支援することは、それが後方地域であっても、武器弾薬以外の輸送、補給であっても、米軍に対する作戦支援に変わりはありません。米軍と交戦中の相手国から見れば、日本も米軍と共同作戦を行っている敵対国であります。これは国際的に見ても軍事的な常識であります」。

- アセット（装備品等）の防御⁹⁾
- 防空およびミサイル防衛¹⁰⁾
- 施設・区域の防御¹¹⁾
- 捜索・救難¹²⁾
- 経済制裁の実効性を確保するための活動¹³⁾
- 非戦闘員を退避させるための活動¹⁴⁾

なお、「後方支援」についてはもう一つ付け加えたい。9.11同時多発テロ後にアメリカはアフガニスタンに対して戦争をはじめたが、NATOもNATO条約5条を根拠に「集団的自衛権」を行使してアメリカを支援するとした。8項目にわたる支援が挙げられたが、そのうちの一つが「報復テロにさらされた関係国への支援」である。日本の政治家やメディアに関しては、世界の状況を知らない「井の中の蛙」という印象を受ける場合も少なくないが、「ISIL〔イスラム国〕と闘う周辺各国に、総額で2億ドル程度、支援をお約束します」（2015年1月17日、「日エジプト経済合同委員会」での安倍首相演説）などと発言すれば、それが外国ではどう見られるかが分かる。

- 9) 2014年7月1日の閣議決定では「自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含む。）に現に従事している米軍部隊の武器等であれば、米国の、米国の要請又は同意があることを前提に、当該武器等を防護するための自衛隊法第95条によるものと同様の極めて受動的かつ限定的な必要最小限度の「武器の使用」を自衛隊が行うことができるよう、法整備をすることとする」とされている。また、アメリカ第7艦隊の空母を護衛するためにイージス艦や潜水艦、P3Cなどが使われるといった事態も想定されよう。
- 10) 2013年10月の「2+2」の宣言では、「SM-3ブロックII Aの共同開発事業」、「Xバンドレーダーの航空自衛隊経ヶ岬分屯基地への配備」などが挙げられている。
- 11) 9.11同時多発テロ後にアメリカはアフガニスタンに対して戦争をはじめたが、NATOもNATO条約5条を根拠に「集団的自衛権」を行使してアメリカを支援するとした。8項目にわたる支援が挙げられたが、そのうちの一つが「欧州の米軍施設への警備の強化」であった。
- 12) 現行「日米ガイドライン」の「別表」では、「日本領域および日本の周辺の海域における捜索・救難活動並びにこれに関する情報の捜索・救難交換」が挙げられている。現在改訂作業が進められている「ガイドライン」は地理的範囲を「周辺事態」から「グローバル」に拡大するものであるので、「日本領域および日本の周辺の海域」という地理的制約が取り払われる可能性がある。
- 13) 現行「日米ガイドライン」の「別表」には「国際的平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動」という項目があり、「経済制裁の実効性を確保するために国際連合安全保障理事会決議に基づいて行われる船舶の検査及びこのような検査に関する活動」と「情報の交換」が挙げられている。現在改訂作業が進められている「ガイドライン」は地理的範囲を「周辺事態」から「グローバル」に拡大するものであるので、「日本領域および日本の周辺の海域」という地理的制約が取り払われる可能性がある。なお、安保理決議に基づき行われる臨検だが、湾岸危機の1990年から半年間で、米軍を中心とする海軍軍艦艇がペルシャ湾および紅海を航行する7673隻の商船を対象に臨検し、そのうち964隻に武装した臨検要員が乗り込み、51隻に進路変更を命じたという（水島朝穂 前掲注6）文献17頁）。水島教授が指摘するように、「船舶検査」には、安保理決議の実効性を高める活動という「大義名分」がついている。だが、湾岸戦争の際、アメリカが安保理決議をどのように悪用したかを想起すれば、「船舶検査」が、アメリカの意に沿わない国に対する威嚇手段として使われる可能性は否定できない。
- 14) 現行「日米ガイドライン」の「別表」には「情報の交換並びに非戦闘員の集結・輸送」「非戦闘員の輸

- ・ 避難民への対応のための措置
- ・ 海洋安全保障¹⁵⁾

「協力対象分野を拡大」の「6, 地域のおよびグローバルな平和と安全のための協力」

- ・ 平和維持活動
- ・ 国際的な人道支援・災害救助
- ・ 海洋安全保障
- ・ 能力構築¹⁶⁾

送のための米航空機・船舶による自衛隊施設及び民間空港・港湾の使用」「非戦闘員の日本入国時の通関、出入国管理検疫」「日本国内における一時的な宿泊、輸送及び衛生に係る非戦闘員への援助」が挙げられている。現在改訂作業が進められている「ガイドライン」は地理的範囲を「周辺事態」から「グローバル」に拡大するものであるため、「日本領域および日本の周辺の海域」という地理的制約が取り払われる可能性がある。

15) 2013年10月の「2+2」の宣言では、「シーレーンの確保」「海賊対策」などが挙げられている。また、「機雷掃海」なども「海洋安全保障」に含まれる。たとえば朝鮮戦争時、国連軍は仁川および元山の上陸作戦を企図したが、米掃海艇隊は2隻の掃海艇を触雷で失い、司令官アラン・E・スミス少将は海軍作戦部長あてに「米海軍は朝鮮海域において制海権を喪失せり」との打電を打ち、全艦隊を日本海に待機させた（信太正道 前掲注8）文献59頁）。このように、海の地雷である機雷があると上陸作戦などに支障をきたす。そこで機雷を除去するという行為はまさに「武力行使」であり、「公海上の活動を想定する以上、上陸作戦の露払いとして機能する可能性」がある（水島朝穂 前掲注6）文献17頁）。「米軍は、掃海作戦を他国の艦艇をもって「代替え」することを常としてきた。「周辺事態」で動員される自衛隊の艦艇は、上陸作戦時の米軍の「露払い」「弾よけ」として、この危険極まりない「掃海作戦」に従事することになる」。実際にも、朝鮮戦争でも日本はアメリカから掃海作業をさせられ、死傷者が出た。「湾岸戦争の際のペルシャ湾に派兵された掃海部隊も、いつでも応戦できるように機関砲に人員を配置し、……「公海上の機雷掃海」を行い、一部はクエート領海にさえ入った」のである。社会批評社編集部編『最新 有事法制情報 新ガイドライン立法と有事法制』（社会批評社、1998年）165頁。

16) 2013年10月の「2+2」の宣言では、「より高度な能力を日本国内に配備することが、戦略的な重要性を有し、日本及び地域の安全に一層寄与することを確認した」とされ、「米海兵隊によるMV22の2個飛行隊の導入」「P8の配備」「無人偵察機グローバルホーク」配備、2017年からの米海兵隊F35の配備が挙げられている。『防衛白書 平成26年版』251頁では、「より高度な能力を持つP-8への換装は、在日米軍の哨戒能力を向上させるものである」「グローバルホークによる安定した運用が確保されることになれば、米軍の情報収集能力が一層向上することになる。これらは在日米軍の抑止力を高め、ひいてはわが国の防衛および周辺地域の平和と安定の維持に寄与するものである」とされている。

また、「Ⅲ 地域への関与」の「地域における能力構築」では「海上安全のための沿岸巡視船や訓練の提供といった日本政府による政府開発援助の戦略的活用」が挙げられている。「政府開発援助」(ODA)に関しては、2015年1月30日に自民党の総務会で「開発協力大綱」が了承され、2月10日に閣議決定された。日本はODAを始めてから60年間、軍への支出をしてこなかったが、新たな「開発協力大綱」は他国軍に対する援助を非軍事的分野に限って認める内容となっている。最後になるが、普天間基地を辺野古に移設することも「能力」の向上になると2013年10月の「2+2」の宣言で明言されている。

- ・情報収集、警戒監視および偵察
- ・後方支援
- ・非戦闘員を退避させるための活動

「国際情勢の情報共有」の「8、日米共同の取り組み」

- ・防衛装備、技術協力¹⁷⁾
- ・情報保全¹⁸⁾
- ・教育・研究交流¹⁹⁾

なお、以上の項目にはないが、「宇宙における協力」と「サイバー空間における協力」については補足したい。2013年10月の「2+2」の宣言では、「宇宙における協力」について、「宇宙状況監視（SSA）および宇宙を利用した海洋監視に関して、二国間の情報の収集と共有を向上させるためにその能力を活用することの重要性が強調」されている。そして、「日米宇宙状況監視協力取極の締結」が歓迎されるとともに、「宇宙航空研究開発機構（JAXA）によるSSAの米国への提供の早期実現」が挙げられている。また、「衛星能力を活用することによって海上監視を向上させる」ため、「この課題に関する今後の政府一体となつての演習及び対話」が期待されている。

「サイバー空間における協力」だが、2013年10月の「2+2」の宣言では、「サイバー空間における共通の脅威に対しては政府一体となつての取組を促進する必要」が明言されている。

第3章 なにが問題か

第1節 手続的な問題

(1) 問題の所在

「集団的自衛権について、日本側は一貫して拒否し続けた。これは、日本が米国の戦争に「巻き込まれる」のを恐れた結果」（我部政明教授の発言²⁰⁾）。

「当時、米国は「世界の警察官」をもって自らを任じ、世界の各地で軍事行動を起こしていた。

17) 2013年10月の「2+2」の宣言では、「武器輸出三原則等への検討」「F35製造への日本企業の参画」が挙げられている。

18) 2013年10月の「2+2」の宣言では、「情報保全を一層確実なものとするための法的枠組みの構築における日本の真剣な取組を歓迎する」とされている。2013年11月に制定された「国家安全保障会議（NSC）」設置法や、2013年12月に成立した「秘密保護法」などはこうした取組と言えよう。

19) たとえば航空自衛隊も無人偵察機「グローバルホーク」を2018年までに導入することになるが、操縦の教育はアメリカで受けることになる。

20) 我部政明『日米安保を考え直す』（講談社現代新書、2002年）114頁。

日本国内で野党は、日米安保によって日本が米国と第3国との紛争に巻き込まれると主張し、政府はもっぱらこれを否定していたが、実は政府もそれを懸念していたのである。日本国憲法は集団的自衛権の行使を許していないとする憲法理論は、政府のそのような立場を支えている²¹⁾。

まず、「ガイドライン再改定」には手続的な問題がある。結論から言えば、日米安保条約では、海外でアメリカと一緒に武力行使をするという意味での「集団的自衛権」は認められていない。一方、「ガイドライン」再改定で目指されているのは、「地理的、時間的、空間的制約なしの日米軍事一体化」「海外での武力行使」、とくに「集団的自衛権」である。海外で武力行使をするという意味での集団的自衛権を認めることは実質的には日米安保条約の改正であり、そうであれば条約の改正に際しては国会承認を要件とする憲法73条3号、ひいては議会制民主主義に反する国家行為ではないかということである。この問題の前提として、いわゆる日米安保条約の成立背景および内容を確認する。

日米安保条約だが、「日米安保体制には絶えず秘密外交、密約が密接不可分だが、安保体制はその成立当初から国民主権の理念に反し、政府の秘密主義の土壌の中で成立した²²⁾。旧安保条約に署名したのは6人の全権のうち吉田茂だけであり、全権すら安保条約の内容を直前まで知らされず、国民が知ったのは調印後であった。このように、日米安保条約は成立当初から国民主権の理念に反する権力者の対応の中から生まれた。さらに日米安保条約は、仮想敵を想定して武力で対応する体制になっている。こうした体制自体も、仮想敵を想定せず平和的な外交手段を通じて日本、ひいては国際社会での平和構築を目指すという日本国憲法の理念に反する。そして実際にも、朝鮮戦争を契機にしてアメリカから再軍備、軍備増強、そして憲法改正を求められ続けてきた日本の権力者はアメリカの圧力に対抗できず、警察予備隊⇒保安隊・警備隊⇒自衛隊と、再軍備、軍備増強に応じてきた。

ただ、「日米安保体制が全てアメリカの思うままに適用されたわけではなく、日本が唯々諾々とアメリカの「分担」要求に応じたわけでもなかった²³⁾。本稿が課題とする「集団的自衛権」の視点からすれば、確かに「日米安保条約」は集団的自衛権の行使を前提としている。旧安保条約では、「国際連合憲章は、すべての国が個別的及び集団的自衛権の固有の権利を有することを承認している。これらの権利の行使として」(傍点は飯島による強調)、日米安保条約を締結するとされている。このように、日米安保条約の締結は集団的自衛権の行使の結果とされている。ただ、「旧安保条約」で言われる「集団的自衛権」とは、日本がアメリカと海外で共同で武力行使をするという意味での「集団的自衛権」ではない。海外で外国と共同で武力行使をするという意味での「集団的自衛権」が認められないという政府の憲法解釈の背景には、警察予備隊⇒保安隊・警備隊⇒自衛隊と拡大してきた事実上の軍隊が憲法9条違反の存在でないと国内むけに正当化する

21) 西原正・土山實男共編 前掲注3) 文献59頁。

22) 飯島滋明「日米安全保障条約」前田哲男、林博史、我部政明編『〈沖繩〉基地問題を知る事典』(吉川弘文館、2014年) 12頁。

23) 吉次公介 前掲注3) 文献8頁。

ためであると同時に、実はアメリカ向けの側面も有していた。上述の指摘のように、アメリカの戦争に巻き込まれることを危惧した、1950年代の日本の権力者は、海外派兵という意味での集団的自衛権に道を開くことには抵抗してきた。アメリカの戦争に巻き込まれないために海外派兵に抵抗する姿勢は吉田茂などにも見られるが²⁴⁾、ここでは日米安保条約改定の際の日本政府の対応を紹介する。

(2) 日米安保条約改定作業と「集団的自衛権」

現行の日米安全保障条約の改正交渉の際、アメリカは「米韓相互防衛条約」や「米比相互防衛条約」と同じように、「共同武力行使領域」を「太平洋」とすることを日本に求めた。そうした要求に対し、アメリカの戦争に巻き込まれることを懸念した日本側²⁵⁾は、「集団的自衛権は憲法上認められない」と対応した。条約区域を「太平洋」とすることにも反対した。当初は日本にアメリカとの共同軍事行動を求めていたが、アメリカの対応に変化がおこる。当時、日本国内では「第5福竜丸事件」「内灘闘争」「砂川事件」「ジラード事件」など、さまざまな基地問題で反米基地闘争が盛りあがった。こうした日本の状況の中、アメリカは日本の中立化、安保条約の破棄という対応を日本がとることを危惧した。新条約の骨格を先取りしていた1959年2月18日案で、マッカーサー大使は、米国にとって最悪の事態は、日本が条約を廃棄することであると主張した²⁶⁾。日本が日米安保条約を破棄し、中立的立場をとるようになれば、とりわけソ連との関係でアメリカの軍事戦略に大きな支障が出ると考えたアメリカ側は、日米安保条約の改定に際して「集団的自衛権は憲法上認められない」という日本の憲法解釈を受け入れた。

24) たとえば朝鮮戦争当時、ダレスは吉田茂に対して32万5千人の日本再軍備案を提示した。それに対して吉田茂は「新憲法9条の制約」「経済復興の優先」「日本国民の反戦感情」「日本の侵略を被ったアジア諸国の警戒」を挙げて拒否した(西原正・土山實男共編 前掲注3) 文献74頁。その理由については、日本再軍備をすすめた、アメリカの軍事顧問団幕僚長であったコワルスキー氏が日本のトップクラスの人物から聞いた発言を紹介しよう(フランク・コワルスキー著、勝山金次郎訳『日本再軍備 米軍事顧問団幕僚長の記録』(中公文庫、1999年) 283頁)。

「ダレスさんの言う通りに、30万の兵力に増強したら、アメリカ政府は、その一部を朝鮮に派兵するようになってくるでしょう。だから吉田さんは11万以上の兵力に拡張することには応じなかったのです」。「吉田さんは、日本軍が中国で泥沼にはまって進退きわまったあの頃のことを思い出すと、身ぶるいがすると言っています。日本国民も同じです。もし日本が地上軍を30万人に増やすと、国民は、外国から日本を守るだけでそんな大軍は要らぬと非難するでしょうし、国連はアメリカにつつかれて、10万くらいを朝鮮に派兵して、国連に協力するように日本に要請してくるでしょう」。

25) 1958年8月23日、中国が金門島を攻撃した。翌日は空襲もなされた。こうした中国に対し、アメリカは予想外の規模で海軍・空軍を集中した。核兵器の使用すらほめかした。こうした事態に対し、日本、とりわけ特に沖縄が戦争に巻き込まれるのではとの懸念が国民の間にも生じた。

26) 西原正・土山實男共編 前掲注3) 文献183頁。

(3) 日米安保条約と「集団的自衛権」

では、日本が海外で武力行使をするという意味での「集団的自衛権」は憲法上認められないという立場は、現在の日米安保条約にどのように反映されているのだろうか。

まず、日米が共同で武力行使を行うことになる領域は、日米安保条約では「日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃」(5条)とされている。米韓相互防衛条約²⁷⁾、米比相互防衛条約4条²⁸⁾、ANZUS²⁹⁾などでは、アメリカとこれらの国が共同で武力行使する領域が「太平洋」とされているのと異なり、日本が武力で対応するのはあくまで「日本国の施政の下」に限定されている。米比、米韓、ANZUSなどでは「共同武力行使領域」が「太平洋」とされているため、たとえば太平洋でアメリカ軍が攻撃されていけば、韓国などはこの条約に基づき共同で武力行使をする条約上の義務がある。実際にベトナム戦争の際、これらの国々はアメリカの要請による派兵を求められ、派兵した。ところが日米安保条約では「共同武力行使領域」が「日本国の施政の下」に限定されているため、公海でアメリカが他の国から攻撃されたとしても、日本には米軍と一緒に戦う条約上の義務はない。また逆に、公海で日本船舶が攻撃されても、アメリカには日本船舶を助ける条約上の義務はない。

次に、安保条約5条での共同武力行使の要件だが、「自国の憲法上の規定及び手続に従って」とされている。この用語の意味だが、「従来、米比、米韓、SEATO、ANZUSの諸条約には「自国の憲法上の手続に従って」という表現がとられている(NATO、ワルシャワ条約にはこの文言がない)。新条約案の場合単に「手続き」とのみせず「規定と手続き」として、憲法に違反する措置をいささかでも要求しないことを明記している³⁰⁾のであり、「新条約第5条において、わが国が負う義務は、憲法の範囲に限られ、またその共同防衛区域は「日本の施政下にある領域」に限られているから、バンデンバーク決議の趣旨が包含されていても、決して日本がアメリカの領土を守ることになるのではないし、また、海外派兵を約束しているというでもない³¹⁾。つまり、日本国憲法で海外派兵が禁止されている以上、日本は自衛隊を海外に派兵する条約上の義務

27) 米韓相互防衛条約(1953年10月1日署名。1954年11月17日発効)3条。傍点は飯島による強調。

各締約国は、現在それぞれの行政的管理の下にある領域又はいずれか一方の締約国が他方の締約国の行政的管理の下に適法に置かれることになったものと今後認める領域における、いずれかの締約国に対する太平洋地域における武力攻撃が自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

28) 米比相互防衛条約(1951年8月30日署名。1952年8月27日発効)4条。傍点は飯島による強調。

各締約国は、太平洋におけるいずれか一方の締約国に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

29) ANZUS(1951年9月1日署名。1952年4月29日発効)4条。傍点は飯島による強調。

各当事国は、太平洋地域におけるいずれかの当事国に対する武力攻撃を、自国の平和及び安全を危うくするものと認め、且つ、自国の憲法上の手続に従って共通の危険に対処することを宣言する。

30) 田中直吉『新日米安全保障条約の研究』(有信堂、1969年)41頁。

31) 田中直吉 前掲注30) 文献81頁。

はない。

(4) 日米ガイドライン

以上のように、現行日米安保条約では、海外でアメリカと一緒に武力行使をするという意味での集团的自衛権は認められていない。ところが第3次安倍政権下で改定されようとしている「日米ガイドライン」は、先に紹介したように、地球のあらゆる場所での日米共同の武力行使、「集团的自衛権」を可能にさせようとするものである。さらには「宇宙」「サイバー空間」での日米軍事協力も目指されるなど、「空間的」な制約も取り払われている。確かに1978年の「日米ガイドライン策定」では運用面での日米軍事一体化、集团的自衛権の行使体制が作られた³²⁾。1996年の「日米安保共同宣言」は、安保条約での「条約区域」である「極東」の範囲を超えて「アジア・太平洋」が安保体制の基礎とされたため、「これは日米安保の実質的な改定だ」（たとえば『朝日新聞』1996年4月18日付）などと批判された。こうした批判に橋本内閣や外務省などは「安保再定義」でなく「再確認」と主張した。しかし、いかに言い繕うとも、「〔日米安保〕条約での極東と共同宣言のアジア太平洋は、同じものではありえない。適用範囲や目的を拡大するという実

32) 1978年「ガイドライン」だが、当時の日本の権力者は海外でアメリカと共同で戦うことをほとんど想定していなかった。ガイドラインは「日本への侵略を未然に防ぐ体制」「日本への直接武力行使への対応」「極東における有事の際の日米の協力」に分かれるが、極東有事の際の日米の協力は数行のみであった。実際にも、「アメリカは朝鮮半島で戦争が再開することや中国と台湾のあいだの紛争を想定した日米協力を力を入れたかったが、日本側が消極的」（植村秀樹『戦後と安保の60年』（日本経済評論社、2013年）215頁）であり、1982年に数回協議しただけであった（西原正・土山實男共編 前掲注3）文献206頁）。

ただ、このガイドライン策定により、運用面では日米軍事一体化が進んだ。ガイドライン策定までは、自衛隊とアメリカ軍の軍事演習は、アメリカの米第7艦隊は機雷除去のための掃海訓練と潜水艦を捜索する訓練をしていただけであった。陸上自衛隊や航空自衛隊は米陸軍やアメリカ空軍と共同で軍事訓練をしていなかった。ところが「日米ガイドライン」が策定されたことで、航空自衛隊は1978年から、陸上自衛隊は1981年からアメリカ軍と共同で訓練を行うようになる。海上自衛隊だが、1980年から「リムパック」（環太平洋合同演習）に参加するようになった。「リムパック84」では、海上自衛隊の護衛艦5隻とP3C8機がアメリカの原子力空母「エンタープライズ」を護衛する想定任務につき、ソ連の原子力潜水艦役の「おとり部隊」を攻撃し、「米艦護衛」を行った。こうした訓練は、2014年7月1日に閣議決定された事例9の「武力攻撃を受けている米艦の防護」の先取りと言えよう（前田哲男「日米安保条約」と不整合な解釈改憲による「集团的自衛権」容認 ―我々は、集团的自衛権をどう批判するか―『市民の意見No. 145』（2014年8月1日号）6頁）。「リムパック」との関連で言えば、安倍政権下で集团的自衛権容認の閣議決定がされた2014年7月1日、「リムパック2014年」で「離島奪還訓練」が実施された。ハワイ・オアフ島周辺でアメリカ海兵隊輸送ヘリからゴムボートと降下した陸上自衛隊の西部方面普通科連隊の隊員40人が銃を構えて内陸部に展開する訓練が行われたが、これなども閣議決定の際の事例1「離島等における不法行為への対処」の訓練に重なるものとの評価も可能である。前田哲男 前掲文献6頁）。このように、ガイドライン締結後、日米の軍事共同訓練が本格化し、そうした訓練の回数に比例して「相互運用性」、「日米の軍事的一体化」が強化された。

質的な修正を条約改正によらずにおこなったことになる³³⁾のであり、憲法学ではたとえば山内敏弘一橋大学教授は73条3号や議会制民主主義との関係でも1996年の「日米安保共同宣言」を批判している³⁴⁾。さらに1997年の「日米ガイドライン改定」も「後方地域支援」という形での「集団的自衛権行使」に踏み込むものではあった。「ガイドライン」改定という手法で日米安保条約を実質的に変更する行為についても、たとえば水島朝穂早稲田大学教授は「国会承認手続を脱法する手法³⁵⁾」という批判を加えている。

このように、憲法理念に反する行為が歴代自民政権の下で着々と積み重ねられてきたが、1978年の「ガイドライン策定」、1996年の「日米安保共同宣言」、1997年の「ガイドライン改定」では、世界のどこでもアメリカと一緒に武力行使をするという「集団的自衛権」の行使を約束したわけではなかった。たとえば1997年のガイドラインを具体化する形で制定されたガイドライン関連法の一つである「周辺事態法」だが、アメリカなどによるアフガニスタン攻撃の際（2001

33) 植村秀樹『「戦後」と安保の60年』（日本経済評論社、2013年）224頁。

34) 山内敏弘一橋大学教授（当時）は、1996年の「日米安保共同宣言」に関して、「極東」を超えた「アジア太平洋安保」に変質させた点で日米安保条約6条を実質的に改変したものであるとする。さらに、「日米安保共同宣言」は「日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃」に限定されていた日米共同行動を「日本周辺地域において発生しうる事態」に拡大させたとして、安保条約5条を実質的に改変したとする。そして、「日米安保共同宣言」が「日米安保条約」を実質的に改変したことに関して以下のように述べている（山内敏弘、大田一男著『現代憲法体系②憲法と平和主義』（法律文化社、1998年）46頁）。

「この共同宣言は、現行の安保条約を実質的に変更するものであるが、これが日米両首脳による一片の共同宣言という形で発表され、国会での審議もほとんどなされないままに発せられたということも、決して無視することができない問題というべきであろう。改めて指摘するまでもなく、憲法73条3号は、条約の締結については国会の承認が必要である旨を明記している。条約が日本国民全体のありように重大な影響をもたらすことが少なくない以上、政府の一存に任せられるのではなく、国権の最高機関である国会の承認が必要であるという理由に基づいてである。このような憲法の趣旨を「共同宣言」はいとも無造作に無視したのである。かつて1960年における安保改定に際しては、国会での審議を十分に行うことなく強行採決されたことも契機となって、広範な安保反対闘争がわきおこったが、この「共同宣言」においてはそもそも国会の審議にかけられることも一切しないで安保条約の実質的な改定が行われてしまったのである。議会制民主主義を無視したという意味でも、極めて重大な問題というべきであろう」。

35) 水島朝穂 前掲注6) 文献11-12頁の以下の指摘を参照。

「法形式的には、新ガイドラインは、日米の安全保障問題における実務的取極の一形態である。だが、それは、単なる実務的取極の範囲を超え、実質上、日米の連合作戦協定の性格を持つとともに、さらに進んで、条約本体の基幹部分を変更する質をも有している。このような一国の安全保障の根本に質的な変化をもたらすようなことを、実務レベルの取極で行うことは許されるのか。

憲法73条3号但書は、条約に対する事前・事後の国会承認を義務づけている。……国会承認を受けた条約（安保条約の場合は衆院だけ）の基幹部分を実質的に変更するような外交文書には、基本的に国会の承認が必要ということになる。……新ガイドラインは、日本の安全保障をめぐる立法、行政、財政などに与えるその影響の大きさ・程度からすれば、「政治的に重要な国際約束」の実質を具備しているように思われる」

年)、自衛隊派兵のために「周辺事態法」の適用を断念して「テロ対策特別措置法」を制定したように、実際には一定の地理的制約があるとされてきた。

ところが安倍政権下で目指されている「ガイドライン」の再改定は、60年の安保国会で大きな論戦となった「極東」の範囲や、1997年のガイドラインでの「周辺事態における後方地域支援」という地理的および権限の制約を取り払い、「地理的、時間的、空間的制約」を取り払う、日米軍事一体化をすすめるものである。

日米安保条約は、岸信介首相とアイゼンハワー大統領が署名し、異常な状況とはいえ、国会での承認の経路を経た（ことにされた）。一方、現在改定作業が進められているガイドラインだが、「SDCにおいては、「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）の見直しに関する議論が行われ、ガイドラインの見直しに関する中間報告がとりまとめられました」と防衛省が発表したように（平成26年10月8日付「日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）及び防衛協力小委員会（SDC）の概要について」）、局長級の「防衛協力小委員会」（SDC）の合意にすぎない。こうした実務的レベルの「ガイドライン」で、首相と大統領が署名し、手続的には国会の承認を経ている「日米安全保障条約」の内容を実質的に変える行為、日米安全保障条約で認められていない「海外派兵」「世界中や宇宙での日米軍事協力」を「指針」にすぎない「ガイドライン」の改定で認めることは許されるか。たとえば企業の社長同士が交わした約束を、それぞれの企業の部長同士の話し合いで変えることが許されるのか。

もっとも、ガイドラインの再改定は、2013年10月の「日米安全保障協議委員会」（いわゆる「2+2」）での見直しを受けたものであり、さらには安倍首相の意向を受けているので、単なる実務的レベルの話し合いではないという反論があるかもしれない。ただ、安倍首相の意向によるガイドラインの改定だとしても、ガイドラインの改定は条約の締結、修正に際して国会承認を要件とする憲法73条3号との問題が生じる。「条約」は形式的効力において法律以上に効力を持つなど、国民の権利・義務に重大な影響を及ぼすことから、その改正には主権者である国民に選ばれた国会議員で構成される「国会」の承認が必要とされている（憲法73条3号）。にもかかわらず、国会承認を経ないで安保条約の内容を実質的に変更する今回のガイドラインの改定は、条約改正に際して国会承認を要件とする憲法73条3号、「議会制民主主義」との関係で大いに疑問がある。1974年2月20日の衆議院外務委員会で、大平外務大臣（当時）は、「議会制民主主義制度のもとにおいて国会の条約審議権を十分に尊重することは政府の当然の責務であり、なかんずく国民の権利義務に対し重大な影響を与えるような条約につきましては、国会の審議を十分に尽くしていただかなければならないことは言うまでもありません」と述べている。集团的自衛権を行使するようになれば、日本人、とりわけ自衛隊員が海外で戦い、死傷者が出る可能性が高くなる。海外で戦うことになる兵士の安否を日本で心配することになる妻や子どもなどの家族にも大きな影響を及ぼす。野中広務元自民党幹事長、加藤紘一元自民党幹事長、小池清彦元防衛省官僚が危惧するように、自衛隊が海外で戦うようになれば、海外での戦争⇒自衛隊員の死傷者⇒自衛隊への志

願者の減少⇒徴兵制，という事態が絶対ないとまで言い切ることができるか³⁶⁾。このように、日本が海外で戦うことになる「集団的自衛権」を認めることは、日本人の生命に重大な影響を及ぼす可能性、大平氏の国会答弁で言えば「国民の権利義務に対し重大な影響を与える」可能性が高くなる。このように、国会承認なしで日米安保条約を実質的に改正することになるガイドラインの改定は、1974年2月20日の衆議院外務委員会での大平外務大臣答弁からも、そして憲法73条3号、「議会制民主主義」からも正当性がないと言わざるを得ない。中間報告では、「指針は、いずれの政府にも法的権利または義務を生じさせるものではない」とされている。別に新法の制定や改正は条約上の義務ではないから国会承認は不要というのかもしれない。ただ、中間報告には続きがあり、「しかしながら、……日米両政府が、おのおのの判断に従い、このような努力の結果をおのおのの具体的な政策や措置に適切な形で反映することが期待される」とされている。1997年のガイドラインにも、「指針及びその下で行われる取組みは、いずれの政府にも、立法上、予算上及び行政上の措置をとることを義務づけるものではない。しかしながら、日米協力のために効果的な態勢の構築が指針及びその下で行われる取組みの目標であることから、日米両国政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策や措置に適切な形で反映されることが期待される」とされている。その後、「周辺事態法」などのガイドライン関連法、2003年の「武力攻撃事態法」などの「有事三法」、2004年の「国民保護法」「外国軍用品等海上輸送規制法」「特定公共施設利用法」などの「有事7法」が制定された³⁷⁾。2015年前半に安倍政権

36) まずは野中 広務氏の発言（『朝日新聞』2014年7月18日付）

「偶発的な接触から、いつ戦争が起きるか分からない。その可能性を除去しておかないといけない。自衛隊は戦争に行かない前提で入隊した人たちが多いため、実際に行けと言われてたら辞める人も多いはず。その次に何が起きるか。国防軍ですよ。いずれ必ず徴兵制がやってくる」

次は加藤紘一元自民党幹事長（『朝日新聞』2014年5月16日付）

「徴兵制まで行き着きかねない。戦闘すると承知して自衛隊に入っている人ばかりではないということだ」

最後に小池清彦元防衛官僚（『朝日新聞』2014年6月25日付）

「集団的自衛権の行使にひとたび道を開いたら、拡大を防ぐ手立てを失うことを自覚すべきです。日本に海外派兵を求める米国の声は次第にエスカレートし、近い将来、日本人が血を流す時代が来ます。自衛隊の志願者は激減しますから、徴兵制を敷かざるを得ないでしょう」。

37) 有事法制の性質を把握するには、まず1993年から94年の朝鮮半島核危機にさかのぼる必要がある。この危機がなぜ「有事法制」成立につながったのか、まずは前坂俊之氏の発言を紹介する（前坂俊之『メディアコントロール 日本の戦争報道』（旬報社、2005年）280-281頁）。

「アメリカ側が先制攻撃を思いとどまったのは、戦争になれば米兵だけではなく朝鮮半島で恐るべき犠牲者が出る、兵站基地となる日本に有事法制がなく、兵站、後方支援ができなかったことが大きな理由であった」。

「戦争遂行には米軍の大兵力の輸送や武器・弾薬・物資の輸送が必要だが、成田、関西、新千歳、福岡、長崎、宮崎、鹿児島などの主要民間空港、港湾では苫小牧、八戸、名古屋、大阪、神戸、水島、松山、福岡、金武湾などを日本側が提供し、アメリカ軍がその管理下に置き優先使用する必要があるが、その法的な根拠（有事法制）がなかった。戦争の犠牲者、負傷者の収容や受け入れ、医療体制のバックアップ体制もなく、皮肉なことに有事法制がなかったことが幸いして米側の軍事行動を思いとどまらせた」。

が改定するという「ガイドライン」との関連で、2015年の通常国会でも「戦争関連法案」³⁸⁾を提出することが予定されている。「ガイドライン」は実質的には日米安保条約の改正であり、法制定などが事実上の義務になるのであれば、「ガイドライン」の改定も、国会での議論が必要だといふべきであろう。

第2節 集団的自衛権を認めることは適切か

(1) 憲法の平和主義に反する「集団的自衛権」の行使を認めても良いか

今年アジア・太平洋戦争での日本の敗戦から70年目の年に当たる。日本の侵略戦争で、近隣諸国の民衆2000万人～3000万人、国民310万人もの犠牲者が出た。忘れてはならないのは、戦争の被害者は生命を奪われた者だけではない。生命は奪われなくても、日本軍慰安婦、強制連行などで人間の尊厳が否定された被害者である。また戦争で家族が犠牲になった人々も戦争の被害者である。こうした非人道的な侵略戦争は自衛権の名目で行われた。そこで、こうした非人道的な侵略戦争を2度としないという、外国の民衆や日本の市民に対する公約が憲法の平和主義であった。しかも、こうした非人道的な侵略戦争を起こした権力者や軍の上層部は、「愛する国のために死ぬ」と国民には死を強要しながら、自分たちはいざとなれば逃げた。1945年8月、満州にソ連が侵攻してきた際、権力者や軍は国民を置き去りにして、自分たちだけ逃げた。草地道貞元大佐は当時を振り返り、「戦時に軍隊に身の安全を守ってもらおうと考えるのは間違い。軍は国家を守るため作戦を優先する。面倒などみてもらえない。それが戦争なのだ」³⁹⁾と後に述べている。こうした悲惨かつ無責任な戦争を2度と権力者や軍上層部にさせないため、憲法では徹底

前坂俊之氏の発言にあるように、アメリカが戦争する際の戦争支援体制が日本で整備されていないことに業を煮やしたアメリカは日本に戦争支援体制の整備を要求してきた。1995年12月、アメリカは1059項目にわたる対日支援要求を突きつけた。1996年4月には、「日米安保共同宣言」に合意した。さらに1997年には「日米ガイドライン」が改定された。アメリカの戦争支援体制の構築という要求を満たすため、1999年には「周辺事態法」などの「ガイドライン関連法」（「船舶検査法」は2000年）、2003年には武力攻撃事態法などの「有事三法」、2004年には「国民保護法」「米軍行動円滑化法」「外国軍用品等海上輸送規制法」などの「有事七法」が成立した。有事法制の制定の際、小泉首相は「備えあれば憂いなし」「治にいて乱を忘れず」などと、あたかも日本を守るために「有事法制」を制定するかのようには言っていたが、実はアメリカの要求に基づく、アメリカの戦争を支援するための法整備が2003年の「有事三法」、2004年の「有事七法」であった。

- 38) 安倍政権やメディアでは、「安全保障法制」という言い方がなされている。しかし、2015年の連休明けに提出されるとされる法案は、外交や非軍事的な手段で脅威を取り除くという「安全保障」の問題ではなく、日本が外国から攻撃されたときに対処するという「防衛」の問題でもない。日本が攻撃されてもいないのに海外で武力行使をする「戦争」に関わる法律である。そうした法律を「安全保障法制」というのは、法案の持つ本質を正確に示すものではなく、不適切である。そこで本稿では、「戦争関連法案」とする。
- 39) 『朝日新聞』1987年1月31日付。なお、「我々の任務は国家を守ることだ。それが国民の生命や安全につながる。自衛隊は国民を守るためにある、と考えるのは間違っている」と陸上自衛隊幕僚幹部は述べている。『朝日新聞』2003年5月16日付。

した平和主義が採用されている。憲法前文では、「日本国民は、……政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」（憲法前文）とされている。さらに憲法9条では、権力者に戦争をさせないため、「戦争の放棄」「戦力の不保持」「交戦権の否認」などの内容を持つ、徹底した平和主義が採用された。

こうした憲法の理念を放棄し、海外での共同の武力行使をアメリカと約束することになる「ガイドライン」再改定を認めても良いのだろうか。今回のガイドラインの改定だが、「中間報告」では、「日本を取り巻く変化する安全保障環境に対処するため、97年の指針の変更に関する勧告を作成するように指示した」とのように、「国際環境の変化」が理由とされている。具体的には中国の対応が理由とされているが、日本と中国の関係が悪化した原因は、石原、野田といった政治家が尖閣諸島を国有化したり、「靖国参拝についてはアメリカでも厳しい見方をする人がほとんどです。あえて口に出さなくても参拝したら、どれだけマイナスが大きいかぐらい分かっているだろうと考えていたと思います」⁴⁰⁾というアメリカの雰囲気を読まず、アメリカや中国、韓国などの近隣諸国の意向を無視して安倍首相が靖国神社に参拝するなど、日本の政治家の政治に原因がある。こうした政治家が近隣諸国の状況への配慮を欠いた政治をしたため、国民、とりわけ若者に中国と殺し合いをしてこいという政治を私たちは認めるつもりだろうか。戦争が憲法は平和的な外交を求めているが、こうした憲法を変え、若者を戦場に送る政治を私たちは認めるのだろうか。中国との戦争になれば、日本への核攻撃の可能性すら出てくるが、大都市に人口が集中し、原発が55基もある日本が外国との戦争を想定することが本当に現実的なのだろうか。日本と中国との戦争になればアメリカが助けてくれると考えている人もすくなくないかもしれない。しかし、本当に日中が戦争になったとき、アメリカは日本に加担するだろうか。2014年4月、オバマ大統領が「尖閣諸島は安保条約の適用範囲」と述べたとき、尖閣で日中の武力衝突が起ればアメリカも日本に加担する旨の報道がなされたが、たとえば田岡俊次氏は「国際関係はもっぱら利害で動くから、米国が日本の無人島のために、経済・財政の上で決定的に重要な中国と戦争をしてくれる、と期待するのはあまりに楽観的な他力本願と考えざるを得ない」⁴¹⁾と述べている。というのも、「米国が参戦すれば中国は1.3兆ドルの米国債を売り、価格は暴落。中国が外資準備3.8兆ドルの大半を運用しているウォール街も大打撃を受け、自動車、航空機産業も最大の輸出市場を失うことになる。米中の間には戦えば双方が破綻する「経済的相互確証破壊」が成立しており、日本の無人島のために、米国が自己破壊的な行動を考えられない」⁴²⁾からだ。そして、「防衛省・自衛隊が求めている尖閣諸島での突発的衝突に備える日米共同作戦計画策定（作成）にも米軍は応じず、不関与の姿勢を示している」⁴³⁾。尖閣問題について「不関与」というだけではなく、「米国も中国に対し「コンテインメント（封じ込め）」を考えず「エンゲージメント（抱き込み）」に

40) 柳澤協二『亡国の安保政策 安倍政権と「積極的平和主義」の罫』（岩波書店、2014年）121頁での植木千可子早稲田大学国際学術院アジア太平洋研究科教授の発言。

41) 田岡俊次 前掲注1) 文献110頁。

42) 田岡俊次 前掲注1) 文献129頁。

43) 田岡俊次 前掲注1) 文献110頁。

努める方針を繰り返し表明し⁴⁴⁾、2014年のリムパック（米海軍主導の環太平洋海軍演習）には中国海軍が初参加した。こうしたアメリカの対応を見ても、尖閣諸島をめぐる日中間で武力衝突が発生した際、アメリカが日本に加勢すると思うだろうか？

(2)「武力で平和」を作り出せるか

「中間報告」では、「日米両国が、国際の平和と安全に対し、より広く寄与することを可能にする」などとされているが、「武力行使」が平和と安全をもたらすのだろうか。最近の武力行使の例として、2001年のアフガン戦争、2003年のイラク戦争を例に挙げよう。アメリカは「9・11同時多発テロ」を名目に2001年からアフガン戦争をはじめた。2003年にはフセイン大統領が「大量破壊兵器を保有している」との名目で、イラクにも戦争を仕掛けた。これらの国はいま、どうなっているのか。アフガニスタンでは、再びタリバンが勢力を盛り返し、「34州のうち16州がすでにタリバン勢力の支配下にあります」⁴⁵⁾。そこでアメリカは「今はタリバンとの和解工作を始めている」⁴⁶⁾。そして、「アフガニスタンの治安は一向に改善されず、かえって隣国パキスタンの政情不安を招く結果となった」⁴⁷⁾。さらには、アフガン政権は「地上で最も腐敗した政権の一つになり、アフガンは今、人類史上最悪の麻薬国家になってしまっている」⁴⁸⁾し、「治安の悪化とともに、女性に対する暴力が多発しています」⁴⁹⁾。このような現状を見る限り、「米国による「対テロ戦争」は、結果的にテロリストを創出するものに過ぎなかったといえます」⁵⁰⁾。

イラクはどうか。「すべては2003年の米ブッシュ政権のイラク攻撃から始まった」⁵¹⁾と池上彰氏が述べているように、イラクではフセイン政権が倒されて内戦がはじまり、現在は「イスラム国」と称するイスラム教過激組織が出現し、混沌状態が続いている。アメリカの武力攻撃で、少なくとも十数万もの民間人犠牲者が出ている。アメリカはこうした民間人被害を「副次的被害(Collateral Damage)」と呼ぶが、こうした被害をもたらすアメリカの軍事攻撃も、まさに「テロ」にほかならない。そして、アメリカの武力行使によって犠牲になった被害者の家族や関係者にはアメリカへの敵愾心が芽生え、そうした恨みは「暴力の連鎖」につながっている。イスラム地域の研究する内藤正典同志社大学教授も「軍事力でテロを根絶することはできない。空爆は無実の

44) 田岡俊次 前掲注1) 文献114頁。

45) 清末愛砂「アフガン社会と女性」『INTERJURIT No. 183』（日本国際法律家協会、2015年）21頁。

46) 伊勢崎賢治『日本人は人を殺しに行くのか 戦場からの集団的自衛権入門』（朝日新書、2014年）66頁。

47) 柳澤協二 前掲注40) 文献58頁。

48) 伊勢崎賢治 前掲注46) 文献71頁。

49) 清末愛砂 前掲注45) 文献22頁。なお、「アフガニスタンにおける女性に対する暴力には、上述したように、明らかに集団的自衛権や個別的自衛権の名の下でなされた外部からの介入が大きく関係しています。したがって、現在、日本でアフガニスタンを例にしながら、集団的自衛権行使容認問題を精査する際には、ジェンダーの視点から分析することが一つの重要な論点となると考えられます」というのは重要な指摘であろう。

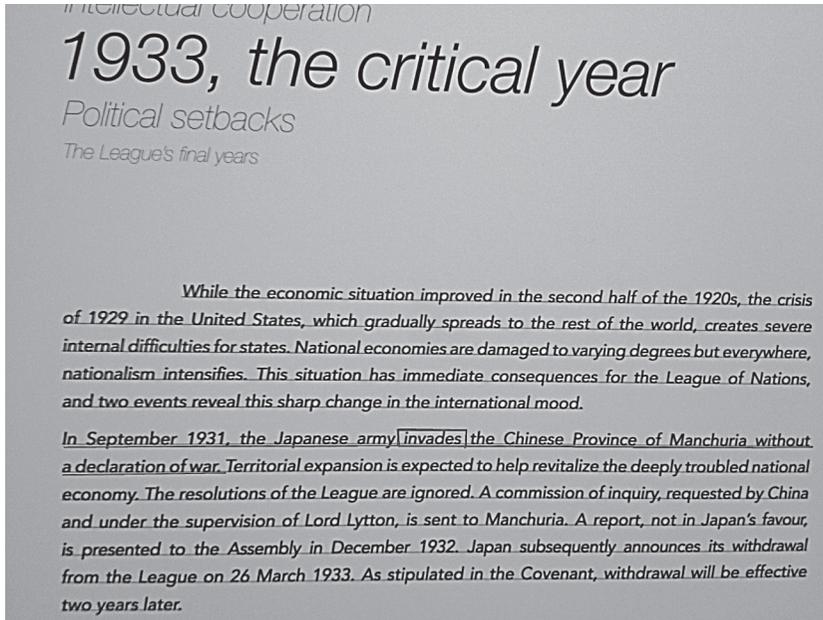
50) 清末愛砂 前掲注45) 文献21頁。

51) 『朝日新聞』2015年2月2日付。

人を傷つけ、憎悪を深める。平和的な方法で中東地域での日本のプレゼンスを高め、地域の安定や不公正の是正などに取り組むことが日本の役割だ⁵²⁾と述べているように、アフガンやイラクの現状は、「武力で平和は作れない」ことを事実で証明していると言えよう。

(3) 近隣諸国との関係について

下記の写真は、国連の人権理事会にある資料室に掲載されているパネルの一部分である。



(スイス・ジュネーブにある「国連人権理事会」の資料室の展示。2014年7月に飯島撮影。下線は飯島による強調)

このパネルにあるように、「1931年9月、日本軍は中国の満州地方を宣戦布告なしに侵略 (invades) する」というのが国際社会の一般的な認識である。「吉田・ダレス会談」の際、ダレスは吉田茂に対して32万5千人の日本再軍備案を提示したが、それに対して吉田茂は「新憲法9条の制約」「経済復興の優先」「日本国民の反戦感情」「日本の侵略を被ったアジア諸国の警戒⁵³⁾」を挙げて拒否した。集団的自衛権の問題を考える際、「日本の侵略を被ったアジア諸国の警戒」という理由を吉田茂が挙げたことも注目されて良い。実際、「1951年結ばれたこのANZUSは、日本の再侵略をおそれるオーストラリア・ニュージーランドがアメリカに安全保障を求めたもの⁵⁴⁾」のように、日本からの武力行使・侵略を受けた国は日本に警戒感を持っている。集団的

52) 『朝日新聞』2015年2月2日付。

53) 西原正・土山實男共編 前掲注3) 文献174頁。

54) 田中直吉 前掲注30) 文献10頁。

自衛権の問題は単なる国内問題ではない。1996年に橋本首相とクリントン大統領との間で「日米安保共同宣言」が出された際も、「冷戦終結を迎えての転機が、安保条約を廃棄する方向のものではなく、むしろ適用範囲の拡大強化を招きつつあるかに見えたことは、近隣諸国に警戒と危惧の念を呼んだ」⁵⁵⁾。現在進行しているガイドラインの改訂作業でも、「敵基地攻撃」の明記を求める日本に対して、アメリカは中国や韓国など、近隣諸国を刺激するとしてその明記には消極的である。その主な原因は、歴代自民政権の戦後問題の対応にある。とりわけ安倍内閣はアジア・太平洋戦争時に日本が行ったさまざまな非人道的行為を認めることに否定的である。今年アジア・太平洋戦争での日本の敗戦から70年目の節目の年になる。安倍首相は「安倍談話」を出す意向を示しているが、「村山談話」で使われた「国策を誤り」との表現を踏襲するかどうかについて明言を避けたり、「痛切な反省」や「心からのお詫び」といった文言を変える可能性を示唆している。第2次世界大戦で近隣諸国に莫大な被害をもたらしたドイツが謝罪と信頼醸成を求める外交を粘り強く求めてきた結果、近隣諸国と友好関係を築きあげることができたのとは異なり⁵⁶⁾、日本はアジア・太平洋戦争時に日本が非人道的な行為をしたことを認めず、謝罪や補償にも消極的、否定的であった。「安倍氏は、河野談話や村山談話の見直しを主張し、教科書の日本軍「慰安婦」や南京大虐殺（以下、南京事件）など侵略戦争や加害、植民地支配の記述を「自虐史観」「偏向」と攻撃し、教科書からの削除を要求している」⁵⁷⁾し、最近ではアメリカの教科書会社にすら日本軍慰安婦に関する記述の修正を求めている⁵⁸⁾。このように、歴史を認めず

55) 都留重人『日米安保解消への道』（岩波書店、1996年）47頁。

56) 第2次世界大戦後、ドイツはフランスやポーランドなどの近隣諸国に謝罪と賠償、信頼醸成に基づく外交を根気強く続けてきた。最近でも、2013年8月にメルケル首相がダッハウの強制収容所で第2次世界大戦時のドイツの行為を謝罪している。2013年9月にも、ドイツのガウク大統領はフランスのオラドゥール村でナチスの虐殺を謝罪した。こうした謝罪を積み重ねることで、ドイツは近隣諸国との友好関係を築くことに成功した。2011年11月、ポーランドのシコルフスキー外相はベルリンの講演で「ユーロの信頼回復のためにドイツが欧州改革を仕切るべきだ」と発言した。「我々はいま、ドイツが力をふるわない事態を恐れる。こんなことをいうポーランド外相は初めてだろう」と言った。「ドイツに蹂躪されたポーランドの歴史に照らせば、発言は画期的だった」（『読売新聞』2012年1月8日付）と言える出来事であろう。最近でも、アウシュビッツ70年記念式典が行われた2015年1月27日に先だって、ドイツのガウク大統領は「アウシュビッツの記憶はすべてのドイツ市民のものであり続ける」（『東京新聞』2015年1月28日付）と発言している。

57) 林 博史・依 義文 渡辺美奈『「村山・河野談話」見直しの錯誤 歴史認識と「慰安婦」問題をめぐって』（かもがわ出版、2013年）38頁。

58) THE WALL STREET JOURNAL, 16-18, January, 2015 (Asia Edition) には、日本軍慰安婦に関する記事が掲載されている。マックグロウ・ヒルエドゥケーション社の発行する歴史教科書では、日本軍が14歳から20歳の、約20万人の女性を強制的に募集、徴用し、日本軍売春所 (Japanese Military Brothels) で強制的に働かせ、「そうした行動を隠すために日本軍は多くの慰安婦を虐殺した (massacred)」という、歴史学者の記述が掲載されている。こうした記述に対し、日本の外務省は、「日本政府の立場と対立する、重大な誤りと記述」があり、修正するように求めた。教科書会社とその部分を執筆した歴史学者は日本の要求を拒否した。ちなみにこの出来事はネットでも話題になっている。ア

に否定してきた権力者が、近隣諸国と友好関係を築くことができるだろうか？ ドイツ敗戦40年記念の際に連邦議会で「過去に対して盲目な者は、現在に対しても盲目となる（*Wer vor der Vergangenheit die Augen verschließt, der wird am Ende blind für die Gegenwart*）」という言葉で有名な「荒野の40年」演説を行ない、欧州員会から「3賢人」の一人に任命されたヴァイツゼッカー元大統領は1995年に日本に来た際、「過去を否定する人は過去を繰り返す危険を冒している」と発言した⁵⁹⁾。過去の歴史を認めない権力者がかつて侵略した国を名指して脅威扱いし、軍備を増強する政策を進めたら、近隣諸国と良好な関係を築くことができるだろうか。2014年4月、国際民主法律家協会の世界大会がベルギーのブリュッセルで開催された際、フランスに在住されている水田昌子先生とオリヴィエ・カミィ教授のお力添えにより、私はフランスのパリ政治学院・ルーブル校でも平和の問題について話す機会を持たせて頂いた。その際、オリヴィエ・カミィ教授からお褒めの言葉をいただいた。とりわけ「ドイツの例が良かった」とオリヴィエ・カミィ教授は述べていた。ドイツの例だが、私は以下のような話をした。

「かりにドイツの首相が「国のために死んだ人だから」などと言ってヒトラーの墓を参りしたら、近隣諸国の民衆はどのように反応するでしょうか？ かりにドイツの首相が「第2次世界大戦は侵略戦争ではない」などといったら、近隣諸国の国民はどう反応するでしょうか？ さらに、そうしたドイツが再軍備、軍備増強をすとの立場をとったら、近隣諸国の国民はどう反応するでしょうか？」

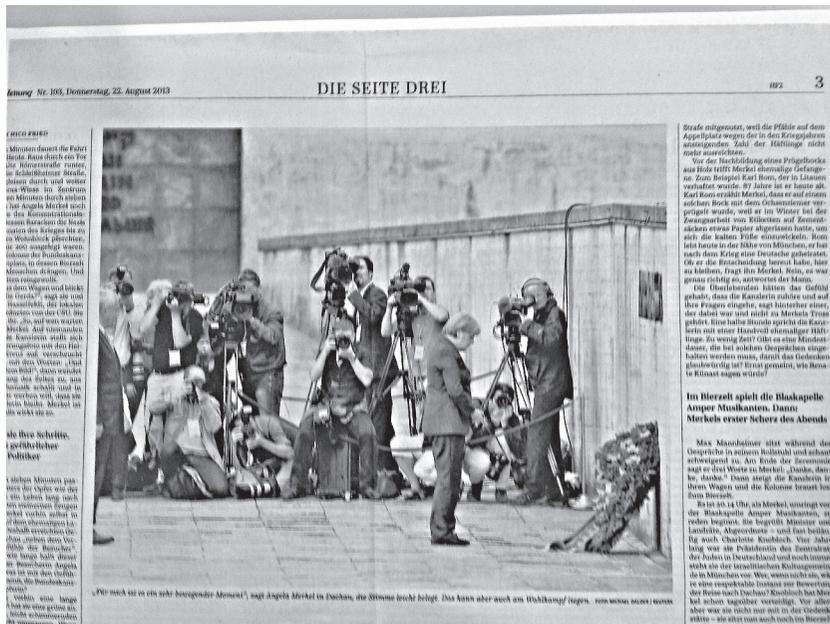
こうした私の例に対してオリヴィエ・カミィ教授は「ドイツ人はいつも「ごめんなさい、ごめ

メリカでのネットの書き込みだが、「吉田証言は虚偽であり、吉田清治氏の証言を16回も掲載した朝日新聞は2014年8月に吉田証言が虚偽であったことを認めた」「日本政府や日本軍、韓国政府や韓国警察、アメリカ政府の公式文書で、日本が強制的に連行したという公式文書は存在しない」「民間企業が私を誘拐した』『父親に売られた』と証言する慰安婦がいる一方、日本に強制的に連行されたと証言する慰安婦はいない」「ドイツが謝罪したのは大虐殺をしたユダヤ人だけであり、戦争被害者には謝罪していない。……一方、日本は戦争犠牲者や犠牲を受けた国々にも補償した」という、なぜか日本の右翼のほとんど同じ主張の書き込みがある。そうした書き込みに対し、「日本にいるあなたのような人々こそ、アジアに激動をもたらしてきた」「ドイツに習い、真摯なる謝罪が必要だと確信する」、「約300人のオランダ人女性も日本軍性奴隷にさせられた……公式文書がないというが、日本軍や日本政府が焼却したからだ。公式文書が焼却されたことは、こうした事実がなかったことを意味しない。あなたのような否定者は日本国に恥をかかせます。世界は忘れないでしょう」などの書き込みがされている。ちなみにThe Guradian Weekly 02.01.2015にも日本軍慰安婦の記事があり、「主流の歴史家は、文書や目撃者証言などを引用し、ほとんどが日本に占領された朝鮮の女性20万人が駆り集められ、戦争が終わるまで〔日本の〕兵士と性交渉をさせられた。安倍氏を含む、日本の修正主義者たち（revisionists）は、慰安婦たちは強制されたのではないと主張することで、中国、韓国、アメリカと緊張を高めてきた」との記述がある。

59) 『東京新聞』2015年2月1日付。



(欧州議会内の資料室に掲示されている、1970年のワルシャワ訪問時にゲトー（ユダヤ人強制居住区）前にひざまずく、ブラント首相の写真。2014年4月に飯島が撮影）



(2013年8月、ダッハウの強制収容所跡地で謝罪するメルケル首相。『南ドイツ新聞』2013年8月22日付)

んなさい」と言うからこちらとしても「もういいよ」という気持ちになるが、かりにドイツ人が「侵略戦争をしていない」と言い、ナチス幹部の墓参りなどをし、その上で「フランス、ポーランドは脅威だ」などと言って軍備を強化する動きをしたら、フランスや近隣諸国の人民は決して許さないだろう」と言っていた⁶⁰⁾。安倍政権がしているのはまさに同じことではないのか。

第4章 安倍政権のいう「積極的平和主義」の妥当性

以上、海外で武力行使をするという意味での「集団的自衛権」を「ガイドライン」の改定で認めようとする問題の論じてきた。安倍政権は海外での武力行使を積極的に行う政策を「積極的平和主義 (Proactive Contribution to Peace)」として正当化している。「積極的平和主義」という言葉は、もともと平和学の第一人者であるヨハン・ガルトゥングが提唱した言葉である。ガルトゥングは、武力行使や戦争、殺人などの「直接的暴力」(Direct Violence)、「社会的不正義」に基づく貧困や搾取、差別などの「構造的暴力」(Structural Violence)などの「暴力」があるとし、こうした暴力がない状態を「平和」と定義する。そして「構造的暴力」をなくす「積極的平和 (Positive Peace)」主義を提唱した。その後、ガルトゥングは「積極的平和主義」の意味を深化させ、「医療制度の恩恵を受けられること」「学校でいじめなどをなくすとりくみを積極的に行うこと」といったように、「何かがある状態」を「積極的平和主義」としている⁶¹⁾。安倍首相は集団的自衛権の行使のような、海外での武力行使を積極的に行なうことを「積極的平和主義」としているが、安倍首相のいう「積極的平和主義」はガルトゥングの用語ではまさに「直接的暴力」であり、「平和学」では否定されるべき手段とされている。海外で積極的に武力行使を目指す、安倍首相の言う「積極的平和主義」が日本や国際社会の平和に本当に貢献するものであろうか。海外での武力行使を積極的にすすめる「積極的平和主義」の一環として、いま日米間では「ガイドライン」再改定が目指されているが、本当に日本や国際社会の平和と安全をもたらすのか。今年のアジア・太平洋戦争での敗戦から70年目という節目の年だが、この節目の年にあたり、特攻基地があった知覧の地で「特攻の母」と言われた鳥濱トメさんの言葉が思い出されて良い。鳥濱トメさんによれば、「隊員の多くは、戦争をしてはならない。平和な日本であるように、ということを言っていました」⁶²⁾という。政治の善し悪しは、国民が政治にどのように関わるかで決まる。こうした特攻隊員たちの思いを無駄にしないように、私たちは主権者として政治に適切に関わることが求められる。【2015年2月3日脱稿】

60) この時の講演については飯島滋明「日本国憲法の平和主義と政治の動き」『名古屋学院大学論集 社会科学篇 第51巻 第1号』(2014年) 183-196頁参照。

61) 平和への権利国際キャンペーン・日本実行委員会編『いまこそ知りたい 平和への権利 48のQ&A』(合同出版, 2014年) 16-19頁。

62) 高岡修編『新編 知覧特別攻撃隊』(ジャプラン, 2011年) 59頁。